

# 榎野川漁業協同組合

内共第 8 号

第五種共同漁業権遊漁規則



## 樺野川漁業協同組合内共第8号

### 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する免許を受けた内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ、ます類及びかにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第4項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間等)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の統数の範囲内において、エ欄の期間内でなければ、行ってはならない。

ア 水産動物名	イ 漁具・漁法	ウ 統数	エ 期 間
あ	投 網 竿 釣 た も 網		7月1日午前6時から12月31日まで 6月1日午前6時から12月31日まで 同 上
こ	投 網 竿 釣 た も 網		1月1日午前6時から12月31日まで 同 上 同 上
ふ は	投 網 竿 釣 た も 網		7月1日午前6時から翌年3月20日まで 1月1日午前6時から12月31日まで 同 上
う な ぎ	竿 釣 手 釣 た も 網 竹籠又は箱 うなぎぐり(石倉)	1人3ヶ以内 1人3ヶ以内	1月1日午前6時から12月31日まで 1月1日午前6時から12月31日まで 同 上 同 上 同 上
ま す 類	竿 釣		3月1日午前6時から8月31日まで
か	籠 又 は 箱	1人3ヶ以内	9月1日午前6時から翌年4月30日まで

2 前項に規定するほか遊漁について次の制限を加える。

- (1) 全ての遊漁について、夜間灯火を使用する漁法は、これを禁止する。
- (2) あゆ以外の魚種の掛釣を行ってはならない。
- (3) かにを対象とする遊漁のうち、籠又は箱は組合に届出をしたものを使用し、その設置は他の漁法の妨げになってはならない。
- (4) 漁場の改造行為をしてはならない。(あゆの瀬付場等)
- (5) 漁場確保のため、竿等を置いたままその場所から離れてはならない。

(採捕禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁具・漁法によりウ欄の期間中、水産動物の採捕をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 期 間	備 考
淋洗井堰から 下流500メートルまで	全漁法	9月20日から11月1日午前6時まで	あゆ産卵場保護
淋洗井堰から 下流35メートルまで	全漁法	3月1日から5月1日午前6時まで	あゆ、うなぎ他の さく河保護
福良井堰から 高田橋まで	網類を使用する漁法	5月1日から9月21日午前6時まで	全魚種繁殖保護
仁保上郷旧河川プール から下流仁保川全域	毛針を使用する漁法	4月1日から6月1日午前6時まで	あゆ、はや繁殖保護
仁保川、坂本川合流点 から上流	たも網以外の網類の漁法	1月1日から9月21日午前6時まで	あゆ、はや繁殖保護
宮野新橋から上流 荒谷川、杖坂川合流点 まで	はやを対象とする遊漁で網 類を使用する漁法	3月21日から8月1日午前6時まで	はや産卵保護
	はやを対象とする遊漁でそ の他の漁法	5月1日から7月1日午前6時まで	
旧鱒石橋から上流	網類を使用する漁法	3月21日から8月1日午前6時まで	あゆ、はやの保護
免許区域内の魚道	全漁法	1月1日から12月31日まで	さく河保護
宮野湖(荒谷ダム) ダム本体から上流	舟釣り(ボート・イカダ等)、網 類を使用する漁法	1月1日から12月31日まで	

(全長等の制限)

第5条 かにには、甲長5センチメートル以下のものは採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法及びウ欄に掲げる等級別に、エ欄及びオ欄に掲げる区分により、カ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が小学生以下については、手釣り、竿釣に限り無料とし、その他の漁法については、中学生に準ずる。また、肢体不自由者の時は、カ欄に掲げる年券に限り半額とする。

なお、第4項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

ア 名称	イ 漁具・漁法	ウ 等級	エ	オ 期間	カ 遊漁料	
あゆ こい ふな はや	投 網	式等	大人	1 年	7,500円	
あゆ ます類	竿 釣 たも網 (あゆのみ)	参等	大人	1 日 1 年	1,500円 5,500円	
			中学生	1 日 1 年	700円 2,700円	
か に	籠又は箱 (3ヶ以内)		大人	1 年	7,000円 (注1)	
			中学生	1 年	3,500円 (注1)	
うなぎ	竹籠又は箱 (3ヶ以内)		大人	1 年	7,000円 (注1)	
	うなぎぐり (石倉) (3ヶ以内)		中学生	1 年	3,500円 (注1)	
こい ふな はや うなぎ	手釣 (投げ込み釣) 竿釣 (リールを使用する もの) たも網		大人	1 日 1 年	1,500円 5,500円	
			中学生	1 日 1 年	700円 2,700円	
こい ふな はや うなぎ	手釣 (投げ込み釣を除く) 竿釣 (リールを使用するも のを除く)		雑	大人	1 日 1 年	500円 3,000円
				中学生	1 日 1 年	500円 1,500円

- 2 かに籠又は箱、うなぎ竹籠又は箱、うなぎぐり (石倉) については、既に参等級の期間を1年間とする遊漁料を支払っている者については、それぞれの漁具・漁法ごとに大人は 5,500 円、中学生は 2,700 円との差額を新たに支払うものとする。(注1)
- 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所	TEL
榎野川漁業協同組合	山口市平井340-1	083-922-3537
藤井釣具店	山口市駅通り2丁目2-26	083-922-3444
JA山口中央仁保支所	山口市仁保中郷973-1	<del>083-929-0331</del>
アンフィ 山口店	山口市矢田106-1	083-927-1792
キャスト 山口店	山口市平井228-1	083-932-1091
ポイント&ペグ 山口小郡店	山口市小郡平砂町6-7	083-973-3031
かめや釣具 防府店	防府市高井1121-1	0835-26-6677

(遊漁承認証)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者が遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、淋洗井堰から下流500メートルまでの区域内において、川底を攪はんしてはならない。

5 遊漁者は、遊漁において、常に河川の美化に努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の施行に関し遊漁者に対して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則 この規則は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

附 則 平成27年(2015年)3月31日 一部改正